

## 返戻金制度について

被採用者が自己都合により入社後6ヶ月未満に貴院を退職した場合、弊社は退社時期に応じて、受領した人材紹介手数料を、下記の表に従い甲に返還するものとする。

退社時期	返還する人材紹介手数料
入社から1ヶ月未満	80%
入社から3ヶ月未満	50%
入社から6ヶ月未満	10%

なお、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用されない。

---

許可番号 27- ユ- 303672

事業所の名称及び所在地

株式会社TOTUS MUNDUS 大阪府大阪市淀川区西中島3-11-26-410